

令和7年度笠岡市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本市における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関（企業会計含む）が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設は、次のとおりとする。

（1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

- ア 就労継続支援事業所（A型）
- イ 就労継続支援事業所（B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（1）物品

- ア 農作物
- イ 加工食品
- ウ 繊維品などの加工製品
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

（2）役務

- ア 公園等清掃管理
- イ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

（1）調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内への周知等に関する調整事務は、健康福祉部地域福祉課（以下「調整担当課」という。）が行う。

（2）調整担当課は、年度毎に前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案のうえ、障害者就労施設等からの調達の目標を決定し、市ホームページ等により公表する。

(3) 各所属課は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするため、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令、市契約規則などの関連規定に従い、随意契約方式を活用しながら、障害者就労施設等からの調達の推進に努めるものとする。

(4) 各所属課は、障害者就労施設等に対し調達を行うときは、可能な範囲内で、障害者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定等に努めるものとする。

(5) 調整担当課は、本方針及び市内の障害者就労施設等の情報を庁内に周知し、障害者就労施設等からの調達の推進を図る。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績については、翌年度の7月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 進行管理

調整担当課は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ本方針の見直しを行うものとする。